平成２５年（フ）第８０２号
愛媛県今治市宮下町２丁目１番26号、開始決定時の住所広島市安佐南区祇園１丁目24―14アーバン田部207号室
破産者　八幡　俊一
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０３号
広島市西区横川町２丁目９―18―704、住民票上の住所広島市西区横川町１丁目４番31号
破産者　八幡　佳子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
高知県土佐清水市グリーンハイツ２番１号
破産者　上原　盛信
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２８８号
沖縄県那覇市松山２丁目17番５号　ローズハイム松山501
破産者　上原　孝秀
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４７号
沖縄県沖縄市与儀３丁目12番３―201号　県営浜原団地
破産者　桃原　明美
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１２５号
青森県三戸郡五戸町字観音堂34番地２
破産者　本田奈保子
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第７７号
青森県上北郡おいらせ町松原１丁目73番地1045
破産者　福山　京子
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２２９号
金沢市末町12の１番地57、従前の住所金沢市別所町ヲ117番地、従前々の住所金沢市三口新町４丁目４番28号
破産者　村田　紀久
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４７５号
静岡県浜松市中区領家３丁目20番15号　ベルデＴＡＫＡＤＡ203号室、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市南区江之島町345番地
破産者　青木建設こと　青木　壽則
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
和歌山市東高松４丁目１番21号、前住所和歌山市南出島32番地の13
破産者　宇須健太郎
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７６号
和歌山市元寺町５丁目56　スカイビュー本町501号、住民票上の住所和歌山市園部1026番地の９
破産者　塩野登志子
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
愛媛県松山市高岡町359番地３　ア・ラ・モード・ヴィ113号
破産者　橋本末知留
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７８号
高知県宿毛市小筑紫町小筑紫28番地12、住民票上の住所高知県宿毛市小筑紫町小筑紫28番地１
破産者　浦田　利之
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第７９号
高知県宿毛市小筑紫町伊与野430番地５
破産者　浦田　周作
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第５４号
大分県国東市安岐町大添1483番地33、申立前の住所大分県東国東郡安岐町大字大添1483番地33
破産者　白石　徳明
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
沖縄県那覇市小禄４丁目10番地５　Ｍａｉｓｏｎ慶503
破産者　東江　隆秋
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２１９号
沖縄県浦添市字城間2980番地
破産者　上田喜一郎
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２２０号
沖縄県浦添市字城間2980番地
破産者　黄　　燕鳳
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２７５号
沖縄県那覇市首里山川町３丁目57番地
破産者　島袋　　章
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

第明治三二十種郵便物認可
平成二十五年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五―八五〇一　東京都港区虎ノ門二丁目四番三号　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五三〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）